

2020年2月6日

消費者庁御中

食品表示基準等の一部改正案に関する意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長 松野玲子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に掲げ、約50万人の組合員を擁する生活協同組合です。

貴庁は商品事故多発などを契機に、消費者被害を未然に防止することを責務の一つとして設立されました。食品表示は消費者の安全を確保し、危害を未然に防止する観点から整備されるべきものと考えます。今回提案された食品表示基準の改正案と1月23日に開催された消費者委員会食品表示部会での議論は、必ずしも十分にその負託に応えたものといえません。改正案に関して、以下の通り意見を述べます。

記

(1)特別の注意を必要とする成分は「要注意成分」と表示することを要望します

特別の注意を必要とする成分等は、すでに健康被害事例が把握されている成分であり、さらなる健康被害を未然に防ぐための対策が必要と考えます。食品表示部会でも出ている通り、「指定成分等含有食品」では消費者に危害の恐れが認識されず、健康被害を招く可能性があります。説明表示を消費者が読むとは限りません。被害があった場合に届出義務を課すのは当然としても、被害の未然防止にもっと注力すべきと考えます。明確に消費者に健康被害を招く可能性が認識されるように、「要注意成分等含有食品」と表示することを要望します。

(2)水牛乳の牛乳アレルギーとの交差反応について検証を要望します

「乳」のアレルゲン表示から除外されている山羊乳等でも牛乳との交差反応があるとされていますが、水牛は山羊よりもさらに牛に近い動物と考えられますので、食品表示部会で牛乳との交差反応について厚生労働省からもっと詳細な報告がなされるべきであったと考えます。交差反応の度合いによっては「乳」として表示することが適切であると考えられるので、厚生労働省からの情報を得て再検討されることを要望します。

(3)消費者の安全に関わる事項は慎重審議を要望します

特別の注意を必要とする成分等の表示は、アレルゲン表示と同じように消費者の安全に直結する事項であり、食品表示部会での議論が十分に行なわれたとは言えませんでした。すでにパブリックコメントにも付されていたことから結論ありきの議論になっていたことが否めません。国民生活センターなど関係者を参考人として呼び、改めて十分な議論をするよう要望します。

以上